

# 青森県報

号外第四十六号

平成二十一年  
五月二十九日  
(金曜日)

## 目 次

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療業務課) …… 一

青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部を改正する規則…………… (畜産課) …… 一

## 規 則

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則

青森県薬事法施行細則(昭和三十六年九月青森県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の規定(法第二十七条において準用する場合を含む。)」を、「第二十八条第三項ただし書又は第三十五条第三項ただし書の規定」に改め、同条第三項中「第七条第三項本文」の下に、「第二十八条第三項本文又は第三十五条第三項本文」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第三条を削る。

第四条中「認定試験又は」を削り、同条を第三条とする。

第五条を削る。

第六条中「第六号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第一号様式中  
「薬 同 管理者兼務許可申請書  
— 一般販売業 —」を  
「薬 同 店舗管理兼務許可申請書  
— 一般販売業 —」に改め、「店舗」の次に「、卸業所」を加える。

第二号様式中  
「第 7 条 第 3 項 但 し 書 を  
第 27 条において準用する同法第7条第3項ただし書」

「第7条第3項ただし書  
第28条第3項ただし書  
第35条第3項ただし書」  
に改める。

第三号様式中  
「薬 同 管理者兼務廃止届  
— 一般販売業 —」を  
「薬 同 店舗管理兼務廃止届  
— 卸業所 —」に改める。

第四号様式及び第五号様式を削る。

第六号様式中「第9条」を「第4条」に改め、同様式を第四号様式とする。

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十五号

青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部を改正する規則

青森県動物用医薬品等販売業に関する規則(昭和三十七年一月青森県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第三条中「認定試験」を「登録販売者試験（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条の四第一項に規定する試験をいう。以下同じ。）」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条中「場合」の下に「及び登録販売者試験を受けようとする者がその受験の申請に係る書類を提出する場合」を加え、同条を第四条とする。

別記様式中「第4条」を「第3条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭